明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

五　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

六　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

七　前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の三　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の四　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十三条の五　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第十四条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設の運転に関する」を「発電用原子炉施設の運転に関する」に、「法第四十三条の三の二第一項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第一号から第四号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第九号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同項第十一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十五条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十六条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十七条第一項中「法第三十五条第二項」を「法第四十三条の三の二十二第二項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第二項第十号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設（設置許可基準規則」に改め、同項第十三号中「限る。）」の下に「及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則